

保険料の決め方

津市の保険料額(年間)



保険料は三重県内均一で、2年ごとに見直されます。

保険料の軽減について
所得の低い人



軽減

※前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額
総所得金額等に遺族年金や障害年金は含まれません。また、所得控除(社会保険料控除、配偶者控除など)は適用されません。

均等割額の軽減

被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額により、次の表のとおり均等割額が軽減されます。65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除し、判定されます。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	4,296円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,444円
(33万円+27万5,000円×当該世帯の被保険者の数)以下	5割	2万1,482円
(33万円+50万円×当該世帯の被保険者の数)以下	2割	3万4,372円

世帯は4月1日(年度途中で資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

軽減

被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において**会社の健康保険など(国保や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。**該当の人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

※所得の低い世帯に属する人の均等割額の9割軽減または8.5割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。

保険料の減免・徴収猶予

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくは保険

医療助成課(減免については後期高齢者医療担当 ☎229-3285、徴収猶予については保険担当 ☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

後期高齢者健康診査の受診を

6月下旬から順次、三重県後期高齢者医療広域連合から受診券が発送されていますので、11月までに受診してください。5月～8月に被保険者になる人には、8月以降に順次受診券を送付します。

自己負担額 平成29年度住民税課税世帯の人 500円
平成29年度住民税非課税世帯の人 200円
※詳しくは、広報津6月16日号と同時期に配布の「平成30年度がん検診と健康診査のご案内」、または受診券に同封の案内文書をご確認ください。